


県税がスマートフォンで納付できるようになります！！

～8月から個人事業税、不動産取得税に、キャッシュレス決済を導入します～

和歌山県では、納税者の利便性向上を図るため、銀行やコンビニ等に行くことなく、「いつでも・どこでも・簡単」に、県税を納付することができるスマートフォンを利用したキャッシュレス決済を導入します。

スマートフォン決済アプリで納税通知書等に印字されたバーコードを読み取ることで、電子マネーや事前に登録されている金融機関口座から県税を納めることができます。

- 1 対象税目：令和元年8月以降に新たに課税される個人事業税及び不動産取得税
※自動車税は令和2年度から開始予定です。

- 2 利用可能アプリ：  請求書支払い
(LINE Pay)



- 3 利用方法：スマートフォン決済アプリで納税通知書等に印字されたバーコードを読み取り、画面の表示に従い、納付手続きを行います。
※手数料は不要です。



- 4 注意事項：①納期限を過ぎると利用できません。
②バーコードが印字される納税通知書等は、税額が30万円以下のものに限りです。
③領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な方は金融機関窓口やコンビニで納付してください。

担当者	税務課 田村 宮本
連絡先	073-441-2186